

財務省第11入札等監視委員会

平成29年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成30年6月20日(水) 四国財務局607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (公認会計士)	
審議対象期間	平成30年1月1日(月)～平成30年3月31日(土)	
抽出案件	3件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名:平成29年度徳島第2地方合同庁舎直流電源装置取替工事 契約相手方:株式会社三社電機製作所(法人番号7120001051882) 契約金額:3,888,000円 契約締結日:平成30年1月22日 担当部局:四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名:平成29年度松山若草合同庁舎建築物点検等業務 契約相手方:日本管財株式会社(法人番号9140001069797) 契約金額:2,808,000円 契約締結日:平成30年1月11日 担当部局:四国財務局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名:局署間内線電話網構築に係る電話交換機設定業務(区分3) 契約相手方:株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(法人番号9010601021385) 契約金額:1,231,416円 契約締結日:平成30年2月6日 担当部局:高松国税局
応札(応募)業者数1者関連	1件	※随意契約(物品役務等)の「局署間内線電話網構築に係る電話交換機設定業務(区分3)」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「局署間内線電話網構築に係る電話交換機設定業務(区分3)」 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (法人番号 9010601021385) 契約金額：1,231,416円 契約締結日：平成30年2月6日 担当部局：高松国税局</p> <p>契約一覧表で内線電話網に係る契約が2つあり、それぞれ一者応札案件となっているが、電話交換機の設定変更であれば、複数の業者が入ってきてもよさそうに思われる。他の業者が公募に参加しなかった理由は何だと考えられるか。</p> <p>局署間内線電話網を導入したことにより、コスト削減効果はどれくらいあったのか。</p> <p>状況を聞くと、事前から他の業者は公募に参加しないことが想定されるが、取って公募を行ったのは何故か。</p>	<p>電話交換機の設定業務については、設定変更のデータ作成等に時間がかかる複雑な業務であり、特にこの「区分3」の契約は電話相談センターに係るものであることから、国税庁が管理しており、全国税局の回線とつながっているため、他の業者が参加するのは難しいと史料される。</p> <p>入電の件数ベースでは6割減となっている分、電話交換手の負担が軽減されており、結果として3人体制から2人体制になっている。</p> <p>複雑な状況等にある業務であるが、相手方が一者とは言い切れないことから、競争性・透明性を確保するため、公募を行った。</p> <p>なお、電話交換機の保守管理をしている区分ごとに調達を行った方が効率的と判断したため、区分分けを行っている。</p>
<p>【案件2】 「平成29年度徳島第2地方合同庁舎直流電源装置取替工事」 契約相手方：株式会社三社電機製作所 (法人番号 7120001051882) 契約金額：3,888,000円 契約締結日：平成30年1月22日 担当部局：四国財務局</p> <p>落札率が低い(39.3%)が、その要因分析を行っているか。</p> <p>直流電源装置の費用が抑えられても保守費用などが高額になれば、経費削減できたことにならないのではない</p>	<p>直流電源装置は設置する建物に適合するようオーダーメイドで設計・製作する必要があり、予定価格算出のために市場価格調査を行ったが、直流電源装置を外注する場合も想定したため、外注せずに自社生産する業者が落札した場合、落札率が低くなる。</p> <p>今回の落札業者は直流電源装置を自社生産しており、電源工事のノウハウも有していることなどからコストダウンが図れたものと思われる。</p> <p>今回の入札には保守業務を含めていない。 直流電源装置の保守は、ビル管理保守業務や定期検</p>

か。保守にかかる費用は入札時に勘案しないのか。

【案件3】

「平成29年度松山若草合同庁舎建築物点検等業務」

契約相手方：日本管財株式会社

(法人番号 9140001069797)

契約金額：2,808,000円

契約締結日：平成30年1月11日

担当部局：四国財務局

入札業者2者の入札金額に乖離が見られるが、要因は何か。

入札価格の見積りに必要な情報を入札参加予定業者にどうやって提示しているのか。

査業務を請け負う業者に発注することになるので、そちらの業務発注時に競争が働き、総合的に見れば経費削減効果は得られることになる。

種々の要因が考えられるが、各業者の想定する点検方法に違いがあり、積算価格に乖離が生じたものと考ええる。

例えば、ロープブランコ無足場工法（仮設足場を組まないで屋上から点検作業員がロープで下に降りながら点検作業を行う方法）と建物の周りに足場を組んで点検を行うのでは、必要になる人員や事前準備も全く異なると思われる。

仕様書に定める範囲内でどういった方法で業務を行うかは各業者の判断によるが、より効率的に行える方法で見積もった業者が落札することになる。

入札説明書の配付時に基本的事項を示した仕様書等を配付しているので、そこに記載の業務の目的の説明を行い、更に質問があれば受付けている。